

令和5年 八潮市農業委員会4月総会 議事録

- 1 開催日 令和5年4月25日(火)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 八潮メセナ2階研修室A

4 出席委員 15名

会長	1番	大塚 一宏		
会長職務代理者	2番	小早川喜一		
委員	3番	大野ヒロ子	10番	新井 孝美
	4番	渋谷 稔	11番	臼倉 正浩
	5番	荻野 恭子	12番	鈴木 新一
	6番	齋藤 富子	13番	鈴木 隆
	7番	福岡 達則	14番	田中 幸夫
	8番	小倉 雅樹	15番	松田 淳一
	9番	飯山 敏行		

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消の件

報告第4号 農地改良に係る届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 清水 茂

主任 五十嵐陽子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより八潮市農業委員会第4回総会を開催いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者は15名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議につきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が長くないよう配慮して進めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。新年度、令和5年度の4月総会に、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、新型コロナの感染症の位置づけが5月8日より2類から5類感染症となるなどの緩和対策により、大分元の生活に戻そうという傾向が出てきました。さきの4月21日に、市民まつり実行委員会においては、私出席してきましたが、今年は10月に第29回の市民まつりを実施することに決定いたしました。それから、5月16日には、埼葛地方協議会という埼葛地区の農業委員会会長の総会も、3年ぶりに三郷で開催するという通知が来ました。私も出席で予定しております。また、枝豆ヌーボー祭が5月27日に行う予定なのですが、コロナ前の令和元年に行った感じのやり方で行うというふうに聞いております。それから、日にちが前後しますが、5月13日に八潮ふるさと体験教室と称して、小学生親子50組で、八條のほうの田んぼで田植え体験を行うという予定になっております。

そのような状況で、忙しくなりそうですが、本日も最後までご協力よろしく願います。

○事務局長 ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告を申し上げます。

ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- | | |
|---|--------------|
| ①八潮市農業委員会 4月総会次第 | A 4 横 |
| ②「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の参考例の送付について | (資料 - 1) |
| ③農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について | (資料 - 2) |
| ④令和 5 年度県農業施策の概要と「埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画」の送付について | (資料 - 3) |
| ⑤令和 5 年度農林施策の概要 | (資料 - 3 - 1) |
| ⑥埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画 | (資料 - 3 - 2) |
| ⑧視察研修行程表 | (資料 - 5) |
| ⑨令和 5 年度職員配置表 | 資料番号なし |
| ⑩農業委員会活動記録簿（4～5月分） | 資料番号なし |

年度が替わりましたので、新しいフラットファイルと一緒にしております。それと、申し訳ございませんが、先月の時点で活動記録簿の提出枚数が不足していた方は、不足日数分の活動記録簿を配布させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

資料につきまして、以上 9 点になります。資料の漏れはないでしょうか。

ないようなので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしく願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしく願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第 3 の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいですか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、6 番、齋藤富子委員、11 番、臼倉正浩委員をお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いします。

○事務局長 はい。

◎議案第6号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、譲受人住所・氏名、本件は賃貸借なので、貸人、借人と表現させていただきます。借人住所・氏名、〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、貸人住所・氏名、〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇番〇、登記地目、田、現況地目、畑、地積〇〇平米、権利の内容は5年間の賃借権の設定となります。

次に、隣の2ページをご覧ください。申請地の概要ですが、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は、資材置場及び駐車場です。申請理由としまして、申請人は、建設に係る外構工事業を営んでおり、令和〇年6月より開業しております。現在、資材及び工具等を自宅の敷地の一部に保管しております。自宅というのは、同じ〇〇地内ではあるんですが、〇〇の近くの市街化区域の中にあります。その敷地の一部に資材を保管している状況ですが、業務量が増加し、手狭になってきました。さらに、離れた場所に作業車駐車を借地していますが、この作業車用駐車場というのは〇〇地区にあります。そういった場所にあることで、資材の積卸し、積込みのたびに自宅まで車を乗りつけて、資材を積んで現場、あるいは駐車場に乗りつけなければならない状態で、非常に非効率であることから、新たな土地を探しておりました。市街地や非農地ではなかなか見つからなかったところ、当申請地におきまして地権者の協力が得られたことから、申請することに至ったものであります。

資金計画・調達計画につきましては、土地造成費としましてご覧の金額を賃貸人の自己資

金で賄うということで、賃貸人との賃貸借契約書の写しと賃貸人の残高証明書が提出されております。

周囲農地への被害防除策ですが、周辺に農地はございませんが、全面砂利敷きで雨水は浸透式となっています。また、申請地周辺をコンクリートブロック等で土留め施工し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくって3ページをご覧ください。八潮市役所〇側の出口を出まして〇折し、〇方向に向かいます。〇〇〇の交差点に到達したところで〇折して、〇〇になりますが、そのままずっと〇〇します。〇〇入り口の交差点を通り過ぎまして、その先のTの字の信号のある交差点を〇折しまして、〇〇方向に向かいます。そして、1つ目の信号を〇折しますと、〇〇になりますが、この〇〇を約〇〇キロメートルほど〇に進みますと、〇〇と〇〇との交差点に到達します。そこからさらに〇〇キロメートルほど〇〇しますと、〇〇〇を通り過ぎまして、その先の〇〇〇と〇〇〇のある交差点に到達します。この交差点に隣接する〇〇側の着色した部分が今回の申請地となります。

土地利用計画図は、次の4ページのようになっておりまして、〇側が〇側になりますが、この図面の上のほうは〇〇〇〇、〇側は水路となっております。〇側の〇側の道路で、図面の〇の〇側の隣接地、ここは〇〇〇の〇〇〇となっております、農地はございません。計画としては、向かって〇側のほうに車両ですね、それで図面の〇側の〇〇側のほうにコンクリートブロックや砂や碎石などの資材を置くような、このような計画となっております。

現地の様子は、1枚めくっていただいて、後ろの5ページをご覧ください。このような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 次に、同議案につきまして、地区担当11番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井です。

19日に事務局から連絡があり、同日、現地調査をしてまいりました。ふだんから見ている場所なのですが、〇〇さんはここは耕作してなくて、いつも管理ということで除草作業、耕運作業をしていました。以前は写真の土の盛りよりちょっと高かったのですが、それを片づけ、ほかのところに、持っていったりという形です。

隣地の農地も、この道路を挟んで〇側に〇〇さんの水田があるんですが、今でも作付して、これは申請がかかっても問題はなかろうかと思えます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と10番、新井委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件につ

いて説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

ここは私もよく知っておりますが、作付、耕作はもう20年以上見たことない感じですが、常に草が大きくしたりとか、一度もなかった記憶があります。特に○側に水路をまたいで家がありますが、特に問題はないんじゃないかなという気はいたしますが、ご意見等ありませんか。

ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告について

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について4件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について12件、報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消の件について1件、報告第4号 農地改良に係る届出の件について2件ございますが、今月も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、会議時間が長くならないよう、読み上げはなしにいたしますのでご了承ください。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がありましたらお願いいたします。6ページから11ページになります。

———— 資料確認 ————

○議長 転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりいたします。

また後で気がつきましたら、最後に質問、ご意見をお願いします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、協議事項、依頼事項、報告事項等、6件ほどございます。

初めに、協議事項、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料の1をご覧ください。

こちらの「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」というのがございまして、これが今年4月の改正農業委員会法によりまして、全ての農業委員会が作成しなければならないことになりました。以前は作成することができる、そのような決まりだったんですけれども、埼玉県は農業会議からの指導もありまして、この指針は全市町村作成しております。八潮市も作成しておりますが、ただ、これが農業経営基盤強化促進法等の改正によりまして、内容もそれに合わせて修正していかなければならないということになりまして、農業会議のほうから指針を修正する際の参考例、こういうのを参考に修正してくださいと送られた文書を参考に修正し、今日のその他のところなんですけれども、上げさせていただいたものです。

この指針を修正するときは、法律で農業委員さんの意見を聞かなければならない、そういう定めになっております。また、公表しなければいけないものですので、今日ここで皆さんに確認いただいて、この先公表していく必要があるものになります。これからその修正内容について概要を説明してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

1枚めくって、1ページのほうをご覧ください。こちら指針の新旧対照表なんですけれども、この新旧対照表で説明してまいりたいと思います。右側が現行の指針、左側が今回の改正案になります。アンダーラインを引いてあるところが修正を加えた部分ですので、そこを中心に説明してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、基本的な考え方なんですけれども、ここで入れなければいけない語句が、本市で作成予定の地域計画、これからもこの地域計画という言葉はよく出てくることになると思うんですけれども、一昔前で言ったところの人・農地プランですね、八潮市の場合は中川周辺農地でこの地域計画をつくることを計画しております。どのようなものかといいますと、10年後の農地を見据えて、それぞれ土地所有者の方は10年後、自分の農地をどうしていこうと考えているのか、また、現在の担い手となっている方は、10年後、どのような営農で考えているか、その辺の皆さんの意見や意向を踏まえて、それを地図に落として認識するところから始まるような計画なんですけれども、その地域計画に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があると、基本的な考え方として、こういったことが加えられております。1枚めくって、2ページのほうをご覧ください。このアンダーラインを引いてあるところなんですけれども、こちらは埼玉県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針、あと、八潮市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想、こちらを踏まえて、10年

後に目指す農地の状況等を示すもので、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしております。この辺も参考例に応じて書き換えたものであります。その下、第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法ということで、まず、遊休農地の解消目標なんですけれども、こちらの現状、令和4年度の遊休農地の面積がご覧のような数値になっておりまして、まず、管内の農地面積というのは、国が実施している耕地及び作付面積統計における耕地面積と指定されておりますので、その数値が入っております。これに対する目標が令和12年度となっております。これは先ほど申し上げた埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、こちらが令和2年度に作成されておりますので、その目標年度の10年後ということで、令和12年度となっております。管内の農地面積は、近年の傾向から見て減ってくるだろうと想定しまして、それに対して遊休農地の割合を少しずつなんですけれども減らしていこうという、そういう数字とさせていただいております。

次に、その下の(2)の遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法なんですけれども、アンダーラインのところが変わったところなんですけれども、特に右側の改正前の③のところですね。前は、前回指針を作成した際は、さいかつ農業協同組合等と連携し、農地利用集積円滑化事業、これによって利用権の設定を促進していくようなことを書いてあったんですけれども、その後、法律が変わりまして、もう農地利用集積円滑化事業というのはなくなりまして、その先は農地中間管理事業に統合されるということで、改正後の④なんです、それをこのような書き方になってきております。

その下、3ページの(3)の遊休農地の発生防止・解消の評価方法というところにつきまして、2番の農地利用の集積・集約化について、(1)の農地利用集積目標なんですけれども、こちらの数値は、まず、令和12年度の目標が50%となっております。これは八潮市の実情と比較すると、かなりハードルの高い数字なんですけれども、これは県の目標が50%となっておりますので、その50%を目標にして市のほうも定めなさいという指導もありまして50%としています。ほかの数値はそこから逆算して必然的に出てくる数値となっております。現実的には難しいところなんですけれども、少しずつ減らしていく、そのようなことを目指していければと思っております。

また1枚めくっていただいて、4ページ、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法なんですけれども、以前よりは項目も増えまして、まず、1番目として、「地域計画」の作成・見直しについてということで、ご覧のような内容、2番目に、農地中間管理機構との連携についてということで、下の内容ですね、3番目として、農地の利用調整と利用権設定について、4番目に認定農業者の登用についてというような項目に分けてまとめております。次の5ページ、新規参入の促進についてなんですけれども、これは近年実績も全くなくて苦しいところなんですけれども、1年に1人というような数値を目標にして表にさせてい

いただきました。その次の（２）新規参入の促進に向けた推進方法なんですけれども、改正前よりも项目的に随分増えているんですけれども、この辺は農業会議から送られた参考例を基に、八潮市の指針にも反映させていただいたところです。

概要は以上なんですけれども、7ページからは、新旧対照表ではなくて新しくなったものをまとめたものとなっております。ちょっと太字になっているところが修正箇所等となっております。

また、資料の11ページからは、この指針に関係する法律を抜粋して載せたものですので、後で改めて詳しく知りたい方はこの辺をご覧になっていただければと思います。

指針の説明は以上となります。

○議長 ただいまの指針の変更に関する説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。どうぞ。

○11番（臼倉正浩委員） 11番、臼倉です。

この新規参入の推進方法というところなんですけれども、5ページですね。これというのは、例えば、従業員として入ってきた者はカウントするのかもしれないのかということをお教えいただきたいんですけれども。

○事務局 後で再確認して報告しますけれども、恐らく法人さんの場合も1法人で1社新規加入をカウントになると思うので、その法人さんの中で、従業員が新規参入には恐らくカウントできないんじゃないかと思います。その方が独立すれば。

○11番（臼倉正浩委員） 春日部農林振興センターのほうで新しく従業員が入ったときに、新規参入みたいな報告を弊社でやっているの、それがカウントされるのかされないのか、何か矛盾しているなどちょっと感じたので。

○事務局 また再確認してご報告いたします。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、この変更内容でホームページに公表されるよう、お願いします。

次に、依頼事項、農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料の2をご覧ください。

こちらはこの時期に毎年来るものなんですけれども、農業税制関係について要望があれば農業会議のほうでまとめて要望しますので、意見をお寄せください。そのような内容でございます。また、要望に当たりましては、資料2の上段のほうに書いてありますけれども、単純に農業経営を行っているから軽減措置という意見につきましては、全国への県段階の意見に反映いたしませんので、なぜ必要であるのかを明確にお願いしますというところです。

資料をずっと見ていくと、相続税とか贈与税に関する事とか、その辺も載っておりますので、後で改めて目を通していただければと思います。この資料のほうなんですけど、まず、2ページから11ページが、適用期限が到来する農林水産省関係の租税特別措置一覧となっております。この中で、適用期限が令和6年の3月31日と記載されているものが、令和6年度の税制改正の主な対象ということです。その後の12ページから20ページは、期限の定めのない租税特別措置の一覧表となっております。その後は、参考資料になるんですが、22ページから23ページが、令和5年度税制改正の概要と、令和6年度税制改正対策についてのメモとなっております。その後の24ページから28ページが令和5年度税制改正要望となっております。この(3)が昨年の例なので、どんなことを要望しているのかなというのが、これを見ていただくとイメージが湧きやすいかなと思うので、何か要望される場合は、この(3)を参考にいただくとよいのではないかと思います。

その後の30ページから34ページが、令和5年度税制改正の大綱の概要となっております。もし要望がある場合は、この資料2の一番後ろに要望用紙がありますので、こちらに記載をいただきまして、後で事務局でまとめて報告する関係で、来月、5月15日月曜日までに事務局に報告いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

○議長 では、後ほど皆さん参考がてらに見てもらって、もしご意見がございましたら、5月15日月曜日までに事務局に報告されるよう、お願いします。

○議長 次に、報告事項、令和5年度県農業施策の概要と「埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。

こちらは令和5年の農業施策の概要と、埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画、この2点について、県のホームページに公開されているんですが、農業委員さんにもご周知くださいということで、皆さんにお配りさせていただいたものになります。

その後ろの資料3-1と資料3-2ですね。まず、資料3-1のほうをご覧ください。こちらが今年度の埼玉県の施策の概要となるもので、これは全部で146ページぐらいになるものなんですけれども、1番の令和5年度農林部当初予算の総括ということで、予算の総括と主な事業のパワーポイントで作られた資料ですね、これだけ参考として皆さんに配付させていただきました。主な事業で見ましても、なかなか八潮市で直接利用ができるような、そういった事業はこの中にはないんですけれども、もし細部までもっと何かちょっと知りたい場合は、埼玉県のホームページに掲載されているということです。そちらをご覧くださいいただければと思います。

次に、資料3-2のほうですね。こちらは、令和4年4月に施行された新しい法律なんで

すけれども、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」、通称「みどりの食料システム法」と言われるものです。この法律の中で、まず、国のほうが基本方針というのを定めているんですけれども、それを基にこの法律の16条で埼玉県と市町村は同一で基本計画をつくることができると書いてあります。それに従いまして、埼玉県と県内市町村名の中に八潮市も入っていますけれども、この法律に基づいて埼玉県とこちらの市町村が合同でつくった計画となっております。

中身のほうは後で見ていただいて、今こういう動きがあるんだなという認識を持たればいいのかと思っております。簡単ですが、説明は以上です。

○議長 ただいまの説明で、何かご質問、ご意見ございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、次に、協議事項2件目、令和5年「緑の募金」運動の協力依頼について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 令和5年「緑の募金」運動の協力依頼についてご説明いたします。

本日は資料を配ることができなかったのですが、例年4月になりますと、緑の募金にご協力くださいということで、埼玉県緑化推進委員会から協力の依頼が来ております。今年につきましてはどうなのか、農業会議のほうに電話で確認しましたところ、依頼文書を発送する予定ですということですので、本年度も緑の募金の依頼が来る予定となっております。

今年も緑の募金の協力について、どのようにするかということを審議していただければと思います。例年ですと、慶弔費のほうから5,000円ということで募金をさせていただいているところです。ご協議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 まだ資料が来ていませんが、依頼文書を発送する予定ということなので、依頼文書が来たら、例年募金していますので、慶弔費から5,000円、農業委員会として募金するという形でよろしいんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

——— 複数委員より「いいと思います」の声あり ———

○議長 では、そういうことで、依頼文書が来たら募金協力、慶弔費のほうから5,000円という形を取っていただきたいと思います。

○議長 それでは、次に、来月視察研修なので、その関連の詳しい説明を事務局に説明していただきたいと思います。

——— 事務局説明 ———

○議長 それでは最後に、次回の日程について、お願いします。

○事務局 次回の日程につきましては、今お話ししましたように、令和5年5月23日火曜日、午前8時30分から、JAさいかつ八條支店2階の会議室での開催となります。総会終了後、

そのまま視察研修に向かいますので、よろしくお願いいたします。

また、5月から10月までの間、八潮市役所では地球温暖化防止及び節電の観点から、軽装での執務を実施します。これに併せまして、来月から10月まで総会出席の際はノーネクタイ、ノージャケット等の軽装で結構です。

事務局からは以上です。

○議長 ただいま事務局より5月の農業委員会の総会及び視察研修のご案内がありましたが、何か質問ありますか。

ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思います。皆様のご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはご多用な中を4月総会にご出席をいただきまして、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

先月も申したんですけれども、3月の平均気温が平年よりも何度か高いということで、暖かな3月でございました。その影響で、春が駆け足で通り過ぎまして、ソメイヨシノは咲くわ、八重桜は咲くわ、ハナミズキは咲くわ、フジは咲くわと、一遍に春になってしまいました。花だけじゃなくて、野菜のほうも、今年も例年どおりハウスにキュウリを移植し、トマトを移植し、そして寒い日があつてはいけないと思ひまして、トンネルをしておったのでございますが、気がついたら横にはびこっちゃって、それを起こして支柱を立てたような状況でございまして、今もう背丈を越えていますね、キュウリは。例年ですと、連休を過ぎてぼちぼちというところなんですけれども、今年は1週間ほど早くなっています。このところまたちょっと朝の気温が低くて、去年の山形のように遅霜があつてサクランボに被害が出なきゃいいなど、こういうふうにいる次第でございます。

夏はというと、今年は涼しい夏になるとか、そういう情報も入つていまして、涼しいことに越したことはないのでございますけれども、適度な涼しさが欲しいものだと、長くなりまして、これから熱中症ということも起きてきますので、作業中の健康管理に十分気をつけていただきましてご活動いただきたいと思います。

以上をもちまして、4月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、来月は視察研修となりますので、よろしくお願いいたします。

これにて散会いたします。

閉会 午後3時20分